

## 第 1 趣 旨

この要綱は、利用者の処遇の充実及び地域交流の促進を図るため、民間社会福祉施設の施設・設備改善整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するに当たり、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 補助対象者

社会福祉法人が設置する別表に掲げる種類の施設であって、自ら所有する建物に限る。ただし、設置者が次に掲げるものである場合は対象としない。

- (1) 暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成 23 年八王子市条例第 23 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に、暴力団員等（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

## 第 3 補助対象事業

この補助金は、次に掲げる事業であって、事業費が 1,000 万円未満（通所施設については 500 万円未満）のものを交付の対象とする。ただし、八王子市障害者（児）施設整備費補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 防災設備設置  
階段、廊下等の避難施設等の整備
- (2) 地域交流等のための施設又は設備整備  
地域交流等のための集会室及び施設利用者の特性に応じた指導訓練室等の整備
- (3) 中規模修繕  
施設・設備の改修・改装（少破修理等軽易な整備を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める施設・設備の整備

## 第 4 補助金交付額

この補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（ただし、この額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の範囲内で市長が決定した額とする。

## 第 5 補助金の交付申請

この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

## 第6 補助金の交付決定

市長は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙の補助条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

## 第7 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更等により、市長が特別に必要が生じたと認めるときは、市長はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

## 第8 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

## 第9 事故報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから30日以内に補助事業の実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## 第11 補助金の額の確定

市長は、第10の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付確定通知書（第4号様式）により、通知する。

## 第12 是正のための措置

市長は、第11の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

なお、第10の実績報告は、この命令により必要な処置をした場合において、これを準用する。

### 第 13 補助金の請求

補助事業完了後に第 11 に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書（第 5 号様式）に支払金口座振替依頼書を添付し、市長に請求するものとする。

### 第 14 決定の取消し

1 補助事業者が、次の（1）から（3）までのいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 1 の規定は、第 11 により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

### 第 15 補助金の返還

1 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところによりその額を返還しなければならない。

2 1 の規定は第 11 により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

### 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

## 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

### 1 補助事業に係る契約

- (1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど八王子市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

### 2 承認事項

- (1) 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものとして市長が認めるものについてはこの限りではない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業の内容のうち、建物の規模及び構造又建物等の用途はを変更しようとするとき。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 市長は前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは変更承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

### 3 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### 4 財産処分に伴う収入の納付

市長の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

### 5 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

## 6 補助事業の遂行命令等

この要綱の制定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、市長は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

なお、この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を命ずることができる。

## 7 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

## 8 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

## 9 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

別 表

区 分	施 設 種 別
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律関連施設	(1)生活介護 (2)自立訓練 (3)就労移行支援 (4)就労継続支援 (5)施設入所支援

八王子市長 殿

事務所の所在地  
法人名  
代表者名 印

八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金の交付申請について

このことについて、次の関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 施設の種別 \_\_\_\_\_
- 3 対象事業の種別 \_\_\_\_\_
- 4 申請額算出内訳書 (第1号様式(2)のとおり)
- 5 事業計画書 (第1号様式(2)又は(3)のとおり)
- 6 収支予算書抄本

暴力団でないことの宣誓

暴力団の利益となる利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。( にレチェック)

暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、交付を取り消し、給付(補助)金を返還するものとします。

(八王子市暴力団排除条例第9条)

第1号様式(2)

## 申請額算出内訳書

施設の種別 \_\_\_\_\_

施設の名称 \_\_\_\_\_

区 分	設置者の総事業費 A	対象経費の 実支出(予定)額 B	その費用のための 寄付金その他の収入 C	差 引 額 $(B - C) = D$	補 助 基 本 額 E	補 助 金 所 要 額 $(E \times 1/2) = F$
	円	円	円	円	円	円

F欄に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。



## 施設整備事業計画書

- |   |                        |      |                      |
|---|------------------------|------|----------------------|
| 1 | 施設の名称及び所在地             |      |                      |
| 2 | 施設の種別                  |      |                      |
| 3 | 事業の目的及び効果              |      |                      |
| 4 | 設置主体及び経営主体             |      |                      |
| 5 | 施設の規模及び構造              |      |                      |
|   | (1)施設の面積               |      | m <sup>2</sup>       |
|   | (2)敷地の所有関係(自己所有地・借地の別) |      |                      |
|   | (3)建物の創設、拡張、改築等の別      |      |                      |
|   | (4)建物の面積               | 建築面積 | m <sup>2</sup>       |
|   |                        | 延床面積 | m <sup>2</sup>       |
|   | (5)建物の構造               | 造    | 階建                   |
| 6 | 整備に要する経費               | 円 (  | 円 / m <sup>2</sup> ) |
| 7 | 財源内訳                   |      |                      |
|   | (1)市補助金                | 円    |                      |
|   | (2)借入金                 | 円    |                      |
|   | (内訳)                   |      |                      |
|   | (3)自己資金                |      |                      |
|   | (内訳)一般財源               | 円    |                      |
|   | 寄付金                    | 円    |                      |
|   | (4)合計                  | 円    |                      |
| 8 | 施工計画                   |      |                      |
|   | (1)直営・請負の別             |      |                      |
|   | (2)契約年月日               | 年    | 月                    |
|   |                        | 日    |                      |
|   | (3)着工年月日               | 年    | 月                    |
|   |                        | 日    |                      |
|   | (4)竣工年月日               | 年    | 月                    |
|   |                        | 日    |                      |
|   | (5)事業開始年月日             | 年    | 月                    |
|   |                        | 日    |                      |

(添付書類及び添付順序)

- (1)収支予算書抄本(参考例1)
- (2)借入金償還計画書(参考例2)
- (3)各室面積表(拡張・改築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。)
- (4)工事請負契約書(写し)及び工事費の費目別内訳書(参考例3)
- (5)工事仕様書
- (6)案内図、配置図、各階平面図、立面図
- (7)拡張・改築等の場合は、既存建物に係る図面等も添付するとともに、その関係を図面上に明示すること。

## 設 備 事 業 計 画 書

1 施設の名称及び所在地

2 施 設 の 種 別

3 設置主体及び経営主体

4 整備品目内訳書

品 目	数量	規格(型式)	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
合 計					

5 財 源 内 訳

(1)市補助金	円
(2)借入金	円
(内訳)	
(3)自己資金	円
(内訳)一般財源	円
寄付金	円
(4)合計	円

(添付書類及び添付順序)

- (1)収支予算書抄本(参考例1)
- (2)借入金償還計画書(参考例2)
- (3)見積書(写し)

第2号様式

八福障収第 号  
平成 年 月 日

様

八王子市長 石森 孝志 印

八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました、八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金の交付について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

補助対象経費及びその額 別紙「補助対象経費及び交付決定額内訳書」のとおり

補助対象経費及び交付決定額内訳書

区分	補助対象額	交付決定額
本則第3(1)に掲げる 防災設備費	円	円
本則第3(2)に掲げる 地域交流等のための施 設又は設備整備費	円	円
本則第3(3)に掲げる 中規模修繕費	円	円
合計	円	円

第3号様式

平成 年 月 日  
第 号

八王子市長 殿

事務所の所在地  
法人名  
代表者名 印

八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 施設の種別
- 2 実績報告書（第3号様式（1）又は（2）のとおり）
- 3 精算額内訳書（第3号様式（3）のとおり）
- 4 収支決算（見込）書抄本

## 施設整備事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の種別
- 3 事業の目的及び効果
- 4 設置主体及び経営主体
- 5 施設の規模及び構造
  - (1)施設の面積 m<sup>2</sup>
  - (2)敷地の所有関係(自己所有地・借地の別)
  - (3)建物の創設、拡張、改築等の別
  - (4)建物の面積
 

	建築面積	m <sup>2</sup>
	延床面積	m <sup>2</sup>
  - (5)建物の構造 造 階建
- 6 支出済事業費総額
 

	円 (	円 / m <sup>2</sup> )
--	-----	----------------------
- 7 財源内訳
  - (1)市補助金 円
  - (2)借入金 円  
(内訳)
  - (3)自己資金 円  
(内訳) 一般財源 円  
寄付金 円
  - (4)合計 円
- 8 施工期間
  - (1)契約年月日 年 月 日
  - (2)着工年月日 年 月 日
  - (3)竣工年月日 年 月 日
  - (4)事業開始年月日 年 月 日

(添付書類及び添付順序)

- (1)収支決算(見込)書抄本(参考例1)
- (2)借入金償還計画書(参考例2)
- (3)各室面積表(拡張・改築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。)
- (4)工事仕様書
- (5)工事請負契約書又は請書(写し)及び支出済工事費費目別内訳書(参考例3)
- (6)工事完了報告書(設計管理者及び法人代表者の確認印が必要)
- (7)検査済証(建築基準法第7条第3項による)(写し)
- (8)消防用設備等検査済証
- (9)建物平面図(建物部分を明記したもの)及び立面図
- (10)建物内外主要部分の写真(10葉程度)

## 設備整備事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 施設の種別

3 設置主体及び経営主体

4 整備品目内訳書

品目	数量	規格(型式)	単価	金額	備考
			円	円	
合計					

5 財源内訳

(1)市補助金	円
(2)借入金 (内訳)	円
(3)自己資金	円
(内訳)一般財源	円
寄付金	円
(4)合計	円

(添付書類及び添付順序)

- (1)収支決算(見込)書抄本(参考例1)
- (2)借入金償還計画書(参考例2)
- (3)備品購入契約書又は請書(写し)
- (4)検収調書又はこれに代わるもの(写し)(参考例4)
- (5)設備の設置状況等が分かる写真(5葉程度)

第3号様式(3)

## 精算額内訳書

施設の種別 \_\_\_\_\_

施設の名称 \_\_\_\_\_

区分	設置者の 総事業費 A	対象経費の 実支出(予定)額 B	その費用のための 寄付金その他の収入 C	差引額 (B-C)=D	補助基本額 E	補助金額 所要額 (E×1/2)=F	補助金 交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引過不足額 (G-H)=I
	円	円	円	円	円	円			

F欄に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。



第4号様式

八福障収第 号  
平成 年 月 日

様

八王子市長 石森 孝志 印

八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付 八福障収第 号で交付決定しました八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金については、平成 年 月 日付で提出のあった事業実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定する。

記

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |

請 求 書

金 円

八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

第6号様式

平成 年 月 日

八王子市長 殿

法人名

所在地

理事長名

印

八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金の交付決定内容の  
変更承認申請について

平成 年 月 日付 八福障第 号により交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更前

変更後

2. 変更の理由

第7号様式

八 福 障 収 第 号  
平 成 年 月 日

殿

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金の交付決定内容の  
変更承認について

平成 年 月 日付 八福障収第 号で交付決定した八王子市民間社会福祉施設設備改善整備費補助金について、平成 年 月 日付の変更承認申請に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1. 事業種別及び事業所名

事業種別：

事業所名：

2. 変更内容

変更前

変更後